

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 広島県 |
| 3. 市区町村名 | 神石高原町 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 74-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.jinsekigun.jp/ja/town/gyousei/oshi/bangouseido/todoke/ |

執行機関名 神石高原町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 神石高原町乳幼児医療費支給条例(平成16年神石高原町条例第111号)による医療費の支給に関する事務 |
| ②番号法別表第1の項 | 56 | |
| ③番号法別表第2の項 | 74 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 神石高原町個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第33号)別表第1の1の項 神石高原町乳幼児医療費支給条例(平成16年神石高原町条例第111号)による医療費の支給に関する事務 |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条 | 神石高原町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第111号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 | 第一条 神石高原町は、乳幼児の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児の医療に要する費用の一部を乳幼児を養育している者に支給する。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 神石高原町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第111号) 神石高原町乳幼児医療費支給条例施行規則(平成16年規則第56号) |